



申24号 「新たなジョブローテーションの実施」に関する説明申し入れ(その2) 5月28日に団体交渉を行う! ②

第5項 指導担当の役割を明らかにすること。また、指定する基準を明らかにすること。

- ・乗務員区所の指導担当は、乗務員の教育、訓練を行うことにより、乗務員の安全・サービスレベルの向上を図る役割を担っている。乗務員の教育、訓練は様々ある。
- ・ジョブローテーションによって、指導担当の役割が今後変わることはない。
- ・指導担当は、安全・サービスレベルの向上を担う社員に担っていただきたい。

第6項 車掌を経験せずに運転士に登用する場合の技術の習得について考えを明らかにすること。

- ・車掌業務の重要性は、ドア扱いをはじめとした運転取扱、車内秩序の維持等、車掌の役割は様々あり、その重要性が変わることはない。
- ・一律に車掌を経験せず運転士になる方を増やしたいということではなく、様々な経験をすることがジョブローテーションの考え方である。
- ・社員一人ひとり、やりたいことがある。それを基本的には実現させたい。基準があるとすれば、要員需給があるため、その調整を掛けること。個々のエリアや箇所において状況は違う。
- ・運転士、車掌の養成については試験はなくなるが、研修や基準手続きは変わらない。

第7項 営業職、輸送職、乗務職の各フロづくりの必要性について考えを明らかにすること。 また、それぞれのフロの育成に向けた教育・研修、モデルケースを明らかにすること。

- ・フロは必要ではあるが、「同じ仕事をしていること＝フロ」とはならない。様々な経験することによって、安全・サービスレベルの向上に繋がる。これが、会社としてのフロである。
- ・大事なのは、その仕事に精通されている方が1人でも多く生まれてくることである。
- ・技術継承もあるが、過去に様々な積み上げた有形・無形の知識を受け継いでいくことを促進したい。

【営業職】

- ・はじめに配属されるのは営業職なので、異動にあたっての特別な研修は考えていない。業務によるが、営業に必要なOJTや机上教育等をやって身に付けていただくこともある。

【輸送職】

- ・知識が駅、輸送においてもベテランでキャリアが長い方に頼っていた。状況に応じて業務の見える化や指導要領の中にまとめる作業をしており、分からないことがない仕組みにしている。

【乗務職】

- ・DCなどの転換教育については、現在と変わることはない。

第8項 営業職、輸送職、乗務職の現在員数と2027年度の要員数を明らかにすること。 また、営業職、輸送職、乗務職の将来像を明らかにすること。

- ・駅で1万人強、乗務員で約12,000人。その約半数が車掌である。駅においては、業務委託やeチケットなど様々な体制で駅が小さくなる。車掌、運転士は、ワンマン、ドライバレス運転によって相当な増減が出るのは現実としてある。

第9項 「オーダーメイドのキャリアプラン」について考えを具体的に明らかにすること。

- ・キャリアプランは各々持っている。これまでは、決められたもの(駅⇒車掌⇒運転士)があったが、これからは自分で考えるということだ。